

平成二十六年四月二十五日受領
答弁第一二二五号

内閣衆質一八六第一二五号

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。

四から六までについて

お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であるので、詳細についてお答えすることは差し控えるが、御指摘の即時抗告について、静岡地方検察庁検察官は、上級庁と適切に協議したものと承知しており、また、検察当局から報告を受けた法務当局において、谷垣法務大臣に対して適切に報告を行っている。